

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第40号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17) 次に掲げる手数料のうち、1件当たりの手数料の額（ウに掲げる手数料にあっては、エに掲げる手数料を加算した額）が20万円を超えるものであって、あらかじめ当該手数料の納入者から証紙による納付が困難である旨の申出があったもの</u></p> <p><u>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の開発行為許可申請手数料</u></p> <p><u>イ 都市計画法第35条の2第1項の開発行為変更許可申請手数料</u></p> <p><u>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この号及び次号において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料</u></p> <p><u>エ 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料（次号に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>オ 構造計算適合性判定手数料（エ又は次号に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>カ 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料</u></p> <p><u>キ 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第17項の中間検査通知手数料</u></p> <p><u>ク 法第57条の2第1項の特例容積率適用地区の特例容積率に関する指</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(16) 略</p>

定申請手数料

ケ 法第57条の3第1項の特例容積率適用地区の特例容積率に関する指
定取消申請手数料

コ 法第86条第1項の1団地の認定申請手数料

サ 法第86条第2項の連担建築物認定申請手数料

シ 法第86条第3項の1団地の容積率及び高さに関する特例許可申請手
数料

ス 法第86条第4項の連担建築物の容積率及び高さに関する特例許可申
請手数料

セ 法第86条の2第1項の予定外建築物認定申請手数料

ソ 法第86条の2第2項又は第3項の予定外建築物許可申請手数料

タ 法第86条の5第1項の認定又は許可の取消申請手数料

(18) 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料のう
ち、市町が納付するもの

(19) 略

3～7 略

(17) 構造計算適合性判定手数料のうち、市町が納付するもの

(18) 略

3～7 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。